

(厚生労働省設置法の一部改正)
第十四条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
 第七条第一項第四号中(昭和十四年法律第七十三号)の下に「、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)を加える。
 第十四条中(昭和五十七年法律第八十号)を削る。
 (罰則の適用に関する経過措置)
第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (その他の経過措置の政令への委任)
第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

政 令

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年五月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七号
 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の施行期日を定める政令
 内閣は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成三十一年法律第十六号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。
 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の施行期日は、令和元年五月二十四日とする。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年五月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三
 総務大臣 石田 真敏
 財務大臣 麻生 太郎
 文部科学大臣 柴山 昌彦
 厚生労働大臣 根本 匠

内閣総理大臣 安倍 晋三
 総務大臣 石田 真敏
 法務大臣 山下 貴司
 外務大臣臨時代理 菅 義偉
 国務大臣 菅 義偉
 文部科学大臣 柴山 昌彦
 厚生労働大臣 根本 匠
 農林水産大臣 吉川 貴盛
 経済産業大臣臨時代理 石井 啓一
 国土交通大臣 石井 啓一
 環境大臣 原田 義昭

政令第八号
 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行令
 内閣は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成三十一年法律第十六号)第九条第三項並びに第十八条第二項及び第三項並びに附則第八条の規定に基づき、この政令を制定する。
 (管理委託の手続)
第一条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(以下「法」という。)第九条第一項の規定によりその所管に属する民族共生象徴空間構成施設の管理を指定法人(同項に規定する指定法人をいう。次条において同じ。)に委託するときは、契約書において次に掲げる事項を定めておかなければならない。
 一 管理を委託する民族共生象徴空間構成施設の名称及び所在地
 二 管理の委託を開始する年月日
 三 管理の方法
 四 管理の委託の条件
 五 その他必要な事項
 (管理責任の移転の時期)
第二条 法第九条第一項の規定により管理の委託を受けた指定法人(以下単に「指定法人」という。)は、前条の規定により定められた同条第二号の管理の委託を開始する年月日以後、当該管理を委託された民族共生象徴空間構成施設(以下「受託施設」という。)の管理の責任を負う。
 (指定法人の義務)
第三条 指定法人は、受託施設をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 2 指定法人は、受託施設について、水害、火災、盗難、損壊その他受託施設の管理上支障のある事故が発生したときは、直ちに必要な応急の措置を講じなければならない。
 (他の用途への使用等)
第四条 指定法人は、受託施設について、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は他人に使用させ、若しくは収益させる行為(第七条第一項第二号において「他の用途への使用等」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣の承認を受けなければならない。ただし、当該受託施設を所管する国土交通大臣が契約書において定める軽微な場合については、この限りでない。
 2 指定法人は、前項本文の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣に提出しなければならない。
 一 使用又は収益の対象となる受託施設の範囲
 二 他人に使用させ、又は収益させる場合には、その者の氏名又は名称及び住所又は居所
 三 使用又は収益の用途又は目的及び方法
 四 使用又は収益の期間
 五 他人に使用させ、又は収益させる場合には、使用又は収益の条件
第五条 (滅失又は損傷の場合の報告)
 指定法人は、天災その他の事故により受託施設が滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を書面で当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣に報告しなければならない。
 一 当該受託施設の名称及び所在地
 二 被害の程度
 三 滅失又は損傷の原因
 四 応急の措置を講じた場合には、当該措置の内容
 (改築等の制限)
第六条 指定法人は、受託施設について改築、増築その他の工事(当該受託施設の構造に変更を及ぼすものに限る。次条第一項第二号において「改築等」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣の承認を受けなければならない。ただし、天災その他の事故のため応急の措置を講ずるときは、この限りでない。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成三十一年法律第十六号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。
 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の施行期日は、令和元年五月二十四日とする。